近世与那国の支配と貢納

平良勝保

はじめに

近世与那国史の研究は、先行研究が少なく未開拓の分野といってよい。3 度ほど当地に渡ったが、前近代の古文書を見つけることはできなかった。与 那国近世史についても、筆者の問題関心に即した先行研究についても見つけ ることができなかった。与那国島で得た印象は、<遠海の地で地域的個性が 強い>、<船なくして他(王府)との関係(支配・被支配)はなりたたない >というものであった。本稿では、支配と貢納をキーワードに近世与那国島 社会の地域的個性にアプローチしてみたい。

1. 与那国島の村と石高・人口

『宮古・八重山両島絵図帳』(以下『絵図帳』と記す)には、「入表間切」 の項に「与那國嶋 そない村」「嶋中村」「長嶺村」「ひけ川村」の村名と石 高が記されている。

村 名	石 高
そない村	$201.\ 39240$
嶋中村	$35.\ 24374$
長嶺村	25. 17405
ひけ川村	60. 47292
合 計	322. 28311

〈表1〉 与那国島の村と石高

「嶋中村」「長嶺村」「ひけ川村」には、島名は記されていないが『正保国 絵図』に「与那国島 三百廿二石余」と記され、前掲「絵図帳」の4村の合 計石高が322石余であることから、「そない村」「嶋中村」「長嶺村」「ひけ川村」 の4村が与那国島にあったことがわかる。近世以前には、比川村(上里村)、 島仲村、祖納村などの村があったとされる。島仲村の前身は、サンアイ村と ナムンニ村であるという。「そない村」は祖納村、「嶋中村」は島仲村、「長 嶺村」はナムンニ村に、「ひけ川村」は比川村にそれぞれ比定できると思わ れる。

与那国村の初見は、『八重山島年来記』(以下『年来記』と記す)の順治8 (1651)年条で、「よなくに村、頭数百弐拾四人」と記されている。この頃に、 3村が統合され与那国村になり、与那国与人と与那国目差が配置されたこと も考えられる。『参遣状』乾隆2(1737)年条には、次の記事が見られる。

男女四百七拾七人

 与那国	石垣より五拾九里 舟路
 サ那国	東西弐里九町、南北壱里

内

男女四百人

宗納 村廻拾三町八間、役人所

男女三拾七人

島中	宗納村より西方九町
岡中	村廻五町拾四間

男女四十人

右、風気悪敷有之候得共、田畠広ク其上山所ニ而、材木手安取達、 住居安所ニ而候得共、遠海ニ而年ニ壱度石垣江往還仕候故、不自由有 之候。

村名	男女人口	村周り	宗納村からの距離
宗納村	400	1.44	
島中村	37	0.57	0. 99
鬚川村	40	0.72	3. 8
計(与那国村)	477		*石垣から233.6km

〈表2〉村と人口・村周り・里程

*距離の単位は、km。1里3.96km、町110m、60間=1町で計算した。

1651年の124人から477人と4倍近くに人口が増えて、人口の大部分が「宗納村」に集住している。「島中村」と「鬚川村」は村としての機能が果たせないほどの小村であったため、与那国村一つになったのであろう。また、石垣と与那国の間は実際には128kmとされているが、倍近くに見積もられている。西表経由で渡海するからであろうか。

いわゆる「明和の大津波」の頃(1771年)には、与那国島の人口は、男 491人、女481人、計972人となっており、34年で約2倍になっている。明治 13(1880)年の人口は、男856人、女880人、計1,736人で、近世初期に比べれ ば約14倍に増加している。

2. 村の支配と統治機構

1) 祖納堂の支配と王府機構による支配

外来者による与那国支配は、西表村の「祖納堂」による侵略が始まりであ るといわれる。『八重山島由来記』には、次のように記される。

をはたけ根所 神名なし

との神名をたいかねませと神 慶田城村

右由来は、上代当島西表村祖納堂という人あり。其高六尺余高にして、 勇力人に勝たる人にて、をはたけと云所に家を作りける。或時、晴天に 森に登四方の景気を見渡すに、西の方に島蔭幽に相見得けれは、兵船用 意にて勇力の者数十人相語(随か)ひ、順風に帆を揚け、与那国島に渡 り相戦討勝、島酋長の者二・三人生捕り降参させ、後に悪鬼納かなし御 手に入ける時、其由奉奏たる由申伝也。依之、与那国船、当島(石垣島?) 往還の時は、西表島に潮掛りいたし、彼をはたけ家の火神を拝み申事、 今迄有来也。

牧野清氏は、祖納堂の与那国侵攻を1450年頃のことと解釈している。『年 来記』には、成化13(1476)年条に「慶来慶田城嫡子石戸の、生年俗名祖納 当、後名与那国与人」とあり、正徳5(1510)年条に「祖納当、与那国与人 成ル是より始ル」とある。その意は<慶来慶田城の嫡子〔石戸の〕が生まれ た年が1476年で、〔石戸の〕は俗名「祖納当」と呼ばれ、1510年に与那国与 人に任ぜられた。祖納当は、与那国与人の始まりである>と解される。西表 の祖納の「当」(役職名)が、与那国の管轄もするようになった、という意 であろう。祖納堂は、与那国侵略に成功はしたものの、海路での支配は十分 ではなかったと思われる。「祖納堂」は、「祖納当」の異表記であろう。与那 国島における16世紀前後のサカイ・イソバや鬼虎の興亡、アカハチ事件時の 宮古勢の与那国攻めも、外来権力の統治が及んでいなかったことを示してい ⁽¹⁰⁾。慶来慶田城の〔石戸の〕が祖納当に任命されたのは、祖納村による与那 国島支配が追認され、当時の西表祖納村一帯を支配していた慶来慶田城一族 に支配権が認められたということであろう。『慶来慶田城由来記』には2世 は「野底当」と記され、3世用尊が「祖納当」となっている。

『琉球国由来記』(1713年)によれば、与那国島には与那国与人と与那国目 差・祖納目差が配置されている。近世における行政村としての与那国村の成 立は確認できないが、管見の家譜では、『錦芳姓系図家譜(小宗8世用烈)』

(未活字化本)の8世用烈の記事中に「父、元祖西表首里大屋子用緒七世与 那国与人用親<順治十三(1656)年丙申十二月二日生、康熙四十一(1702) 年壬午閏六月二十日死>」とある記録がもっとも古い。このようなケースの 場合、最終役職が記されるのが一般的であり、用親は1700年前後に与那国与 人になったのであろう。近世初頭までは、西表首里大屋子の管轄下にあり、 与那国村の成立後は、与那国与人が統治するようになったと考えられる。

乾隆32(1767)年の『与世山親方八重山島規模帳』には、「其(八重山) 島之儀、間切分ヶ無之、諸事下知方届兼差支候」とあり、八重山島の各村を 頭の名付けの間切に応じて区分している。しかし与那国島は、「遠海故、間 切分ヶ二八差除置候間、頭三人構二申渡」とあり、与世山親方の仕置の後は、 三頭直轄の地となった。『年来記』には、崇禎2(1629)年条に、大浜間切 の内に与那国村が見えるが、これは同時代に記されたものではないであろう。 第一に、大浜間切の村名は、近世中期以降に定着した漢字で表記され、石垣・ ミやら間切の村々とは表記様式が違うことである。第二に、『絵図帳』の間 切の村々は一定の地域的統一性が見られるが、『年来記』の間切と村には地 域的統一性が見られない。特徴的なのは、石垣村は「ミやら間切」に属する ことになっており、大浜村を飛び越え、白保村は宮良村を飛び越え大浜間切 となり、川平は石垣四箇・大浜を飛び越え宮良間切となっている。第三に、 大浜間切の項には納石高が記されていないが、石垣間切・ミやら間切の合計 納石高が八重山島全体の納石高と推定されることである。この時期、与那国 村は存在せず、『絵図帳』の村々が機能していたと考えられる。

『参遣状』康熙35(1696)年条には、与人のローテーションが決められた ことが記されているが、与那国与人は大浜村与人から転任し、石垣村に転任 することになっている。同じく目差は、竹富村から与那国村に転任し、石垣 村に転任する。与那国島の役人の任期は当初3年であったが、康熙41(1702) 年より4年交代となった。『年来記』には、次のように記されている。

一、与那国島役々ノ儀、跡々ハ船筑居付ニテ、与人・目差相立、三年 替合仕候処、去冬より船筑ハ引、代り目差被仰付、三人ニテ四年

替合、相成度依訴、被仰付候事。

この記事は、<与那国島の役人は、以前は船筑は地元の人が宛てられ、与 人・目差は地元以外から立てられて3年交代であったが、去年の冬から船筑 は廃止され、代わりに目差が設置された。今後は3人の4年交代で勤めたい と申し出があったので、仰せ付けた>との解釈でき、『琉球国由来記』の記 録と符合する。『蔵元日記』によれば、明治12(1879)年当時も、与那国与 人と与那国目差・祖納目差が与那国島にいる。しかし、役人の任期とローテー ションについては、制度が守られていたか家譜などから検討する必要がある。 「船筑」は、宮古島の『真世氏家譜正統』によれば、「於此世(現在=家譜 編成時)者、船筑云者今之若文子哉。従是叙目差役」(崇禎9年、1636)と あり、蔵元出仕の若文子クラスの役人であったが、崇禎9年からは目差に叙 せられた。与那国島では、18世紀まで残存している。

『年来記』によれば、嘉慶22(1817)年条に「与那国島之儀、与人壱人・ 目差両人詰来候処、首里大屋子・目差弐人・筆者三人被召附候也」とあり、 嘉慶年間に与那国与人は与那国首里大屋子に変わった。得能寿美氏は、『錦 芳姓系図(九世用英)』に11世用思が与那国首里大屋子に任じられている記 録があり、「任与那国首里大屋子職、従此時始也」と記されていることを紹 介している。このほかに管見では、松茂姓8世当演が同23年に与那国首里大 屋子に任じられ(『松茂姓家譜(3世当永)』未活字化本)、同25年、山陽姓 7世長勝が(『山陽姓家譜(5世長真)』未活字化本)、道光16(1836)年松 茂姓8世当恭が与那国首里大屋子に任じられている(『松茂姓家譜(3世当 永)』未活字化本)。しかし、道光19(1839)年には、再び与人が配置された。

『山陽姓家譜(6世長敏)』(未活字化本)の9世長房の項には、次のよう な記事がある。

同年(道光十九年)八月十五日、転為与那国与人役。

附、与那国島首里大屋子被憲令、将筆者三人跟着、旁諸雜費難渋由、

是如往昔為与人役矣。

「附」の項を、筆者なりに読み下すと、<与那国首里大屋子の憲令を被り、 将に筆者三人跟着するに、諸雑費難渋の由、是れ、往昔の如く与人役と為す> となる。『沖縄県旧慣地方制度』によれば、八重山島の首里大屋子の給与は、 本俸が21石、雑給は「供夫・免夫」の「仕口米」と米108石である。宮古島 の首里大屋子は、本俸は八重山島と同じであるが、雑給は51石で供夫・免夫 は付かない。八重山島の場合、首里大屋子の増員は経費を圧迫することにな るといえよう。なお、宮古島の役人の雑給が少ないのは、名子を抱えること ができるからだと思われる。

2)耕作筆者・同仮筆者、杣山筆者・同仮筆者をめぐる問題

近世後期まで与那国島には耕作筆者・同仮筆者、杣山筆者・同仮筆者はい なかったと考えられる。八重山の家譜からは、耕作筆者・同仮筆者、杣山筆 者・同仮筆者の事例を見つけることはできなかった。『参遣状』乾隆3(1738) 年条には、次のような記事がある。

覚

杣山方之儀ニ付、条書を以申上候内、作当之儀ニ付、御尋之趣奉承知、 左ニ申上候。

 一、八重山島之儀、地頭持之村数、弐拾六ヶ村有之候。其内、与那国 島相除ケ、弐拾五ヶ村ニ作当五拾四人被召立置候。然者、拾九ヶ 村并桴海・仲筋弐ヶ村之小村取合弐拾壱ヶ村ハ山持、其上山仕立 場も能所ニ而候故、杣山下知役賦付申上置候。其通被仰付事候 ハヽ、拾九ヶ村之作当ハ相引、耕作下知方之儀ハ、右杣山下知役 江兼役申渡、相済可申候。 一、右地頭持之内、竹富・小浜・黒島・新城・波照間・鳩間六ヶ村之 儀ハ、山仕立場無之候間、前々ゟ被召立置候作当弐人ツヽ之内、
 壱人ツヽ減少仕、相残壱人ツヽニ而、耕作下知方、相済可申候。

但、与那国島ハ、前々ゟ有来通、曖役人迄ニ而、下知方相済可申候。

一下略一

上掲史料の与那国島に関する部分のみ訳すと、〈八重山島では、26村のう ち与那国島を除く25ヶ村に作当(近世中期以降の耕作筆者・杣山筆者)54 人を各村に配置してあった。-中略-与那国島は、以前のように、曖役人 だけで下知をするように>となる。与那国島には、「作当」(耕作当)や「杣 山下知役」は1738年以前は配置されてなく、その後も配置されなかった。し かし、『御手形写抜書』嘉慶16(1811)年条には、次のような文書がある。

与那国島頃年労入候付、為下知方耕作筆者弐人、杣山筆者壱人新規ニ 召立、三年詰ニ而先繰を以相勤候筋申付、差渡被置候段問合之趣相達候。 然者、其島之役々之儀、村々応大小ニ、人数被定置事候得者、各構之役 人共長出、出精致下知候ハヽ何そ差支候儀者無之筈候処、与那国島一日 相労候訳を以、兼而御差図茂無之新規ニ重役相立、跡首尾申越候儀、甚 自儘之取計不都合之儀ニ而、申越之趣御取揚無之候条、急度右重役者為 引取、本之通定式役々共精々役職を励下知為致、猶又各ニ茂折角気を附 取締方厳重申渡、随分有附候様可取計候。乍其上、自然届兼候儀も有之 候ハヽ、余之村々強弱見合、有附候村役人之内ゟ一両人一往与那国江差 分、下知為致候筋ニ成共、得与遂吟味、当夏委細申越候上、何分御差図 次第可申渡候。勿論、新規重役之儀ハ、重而謂を立申越候共、曾而取揚

未

四月 松川親雲上 奥平親方

八重山しま

在番

上記の文書は、与那国島の疲弊を理由に、耕作筆者2人、杣山筆者1人を 新たに立て、3年詰めで順繰りに勤めるよう申し付け派遣したことについて、 事後承認は認められない、と拒否し、既存の役人でうまく回せと指示してい る。その後、前述のように嘉慶22(1817)年になって、「筆者三人」が配置 されたことになっている(『年来記』)。同年の「御手形写」には「与那国島 詰筆者之儀、竹富・黒島・波照間三ヶ村江召附置候筆者ゟ差渡候様象(予) 御免候」とあり、嘉慶16年文書から勘案するならば耕作筆者2人、杣山筆者 1人が配置されたのであろう。しかし、波照間村からの配置は変更され、平 久保村から耕作筆者を配置している(竹富・黒島は筆者が減らされた可能性 が高い)。その翌年、杣山筆者を補佐する「山当人」が2人任命された。山 当人は百姓役目で、後の「山構」に相当すると思われる(後掲「百姓役目一 覧表」参照のこと)。近代のダマカンチ(山監守)の淵源であろう。

『富川親方八重山島規模帳』では、「与那国島杣山筆者之儀、僅之杣山、勤 向少候間、諸事耕作筆者打込を以相勤候様、可申渡也」とあり、耕作筆者が 杣山筆者を兼務することを指示している。しかし、明治26(1893)年の八重 山島の村数と首里大屋子・与人、耕作筆者、同仮筆者、杣山筆者、同仮筆者 の数を比較検討してみると、首里大屋子・与人の数と耕作筆者・杣山筆者の 数はほぼ同じであり、与那国島にも耕作筆者と同仮筆者、杣山筆者が配置さ れていたと想定される(杣山仮筆者の配置は疑問)。

これらの役人のほかに、短期間の赴任役人として並びに同筆者がいる。管 見では、道光14(1834)年に津端検者として赴任した上官姓10世正保の例が 最も古い(『上官姓家譜(小宗7世正作)』)。正保は、5月6日に石垣を開船 し、7日に与那国に着き、同年8月16日に帰島している。3ヶ月ほどの赴任 である。

3)島(村)の百姓役

島出身の役人には、先に述べたように船筑が近世中期までいたが、船筑は 祖納目差に代わった。島(村)の百姓身分の役目は、『富川親方八重山島諸 村公事帳』(1873年)と『八重山島各村々役者調帳』から与那国島の部分を 抜粋すると、下表のとおりであ⁴⁴⁰。

-82 -

役目		富	各	役目	富	各
世持	Δ	4	4	村筑	1	1
田ボサ	\triangle	4	4	女頭	6	6
小横目	\triangle	2		藍遣	ナシ	ナシ
払除当	\bigtriangleup		2	布晒	4	2
山構	\triangle	3	3	計	32	30
札持頭		4	4	内男	22	22
馬ボサ		3	3	女	10	8
村佐事		1	1			

〈表3〉百姓役目一覧表

*「富」は、富川親方八重山島諸村 公事帳 *「各」は、八重山島各村々役者調 帳

*△印は、頭迯れから任命される

『八重山島各村々役者調帳』は、明治27(1901)年頃の作成と考えられる。 同表の注書きによれば、村佐事は二度夫のみ免除せられ、村筑は諸上納物を 免除、女頭以下の女役は細布のみが免除となる。与那国島の場合、女は8人 となっているので、女頭と布晒が女役であろう。藍遣がいないのは、紺染の 布が織られていなかったからであろう(後述)。このほか、遠見番がいた が、これは一種の夫役と見られる。『富川親方八重山島諸村公事帳』には、 夫役の一種とみられる職種、「牧当」「嶽当」「かん(神か)当」「目人」「浜 屋番」が記される。

3. 貢租をめぐる問題

1) 村の位と負担割合

『御当国之御高並諸上納里積記』(1750年頃。以下『里積記』と記す)の「八 重山嶋諸村布并位定」によれば、与那国島の村位は「布上石(穀)下」であ る。『里積記』によれば、八重山島の各村の位付けによる負担割合と位年齢 は下表のとおりである。与那国村は、下村の部分が該当する。

割合	上村	中村	下村
16	上男女		
13	中男女	上男女	
10	下男女	中男女	上男女
7	下々男女	下男女	中男女
4		下々男女	下男女
1			下々男女

〈表4〉負担割合

〈表5〉 位年齢

上	21才~40才まで
中	41才~45才まで
下	46才~50才まで
下々	16才~20才まで

しかし、『富川親方八重山島仕上世座例帳』(以下『富川仕上世座例帳』と 記す)には、下々村も記されている。『沖縄県旧慣租税制度』には、村々と 各位の負担割合は、次のようになっている。

〈表6〉八重山穀物負担割合(沖縄県旧慣租税制度)

割合	上村	中村	下村	下々村
16	上男女			
14	中男女	上男女		
12	下男女	中男女	上男女	
10	下々男女	下男女	中男女	上男女
8		下々男女	下男女	中男女
6			下々男女	下男女
4				下々男女

『八重山島明治25年度平民負担額(穀物)』(1892)によれば、下村の「一 人ニ付」負担額は、下表のとおりで、男は、『里積記』の各村の位付けによ る負担割合と差が大きい。女は、『旧慣租税制度』の割合とほぼ一致する。

〈表7〉法的負担割合と現実的負担割合比較

負1	割合1	負2	割合2	八男割合男	八男平均	位	八女平均女	八女割合
12	33. 33%	10	45.45%	36.16%	460.71	上	50.44	33. 33%
10	27.78%	7	31.82%	26.60%	338.92	中	42.02	27.77%
8	22. 22%	4	18.18%	21. 28%	271.16	下	33.63	$22.\ 23\%$
6	16.67%	1	4. 55%	15.96%	203.35	下々	$25.\ 22$	16.67%
36	100%	22	100%	100%	1274.14	計	151.31	100%

*「負1」は、「旧慣租税制度」。「割合」は、%で示した値。

*「負2」は、「里積記」。「割合2」は%で示した値。

*「八男割合」と「八女割合」は、「八重山島明治25年度平民負担額(穀物)」の下村の「一 人ニ付」を示した値。単位は合。

-84 -

2) 貢納システム

『翁長親方八重山島規模帳』には、八重山島の貢納システムが次のように記 されている(条89)。

 a 一、諸上納物之儀、百姓等慥二不相知候而不叶事ニ而、仕上世座・所遣 座ゟ割府(符)相究手形相届次第、於村々上・中・下・下々各応位年々 頭高差引、家内々上納高割府(符)帳相調、勘定座江差出、勘定役人 勘定相遂、在番・頭奥書ニ而、村々百姓役目之者又八百姓ゟ茂人体見 合五・六人程蔵元江召寄、構在番筆者・頭・惣横目出張、農務役構ニ而、 村中銘々家内上納高わら算取させ、板札共二相渡、村々江相残候面々 ニ茂農務役差通、引合之上為致印形置、乍其上、在番・頭・総横目、 面引合罷通候節委敷致差引、緩せ之儀無之様、取締可有之事。

附

b

一、夫賃米之儀、遣夫并諸雑物差引、残夫を以賃米取立相納さす
 事ニ而、於村々ニ其引合明白無之候而ハ家内々江過不足出来、
 可差支候間、是又本文同断銘々板札相渡、遣夫并諸雑物相納次
 第、右板札二則々相記、年中納高相究候ハヽ、夫引合致差引、
 残夫高取〆百姓中江茂引合、噯役人致印形置、左候而、在番・頭・
 惣横目面引合之時、又ハ農務役人差越候砌差引、可入念候也。

- c 一、上納米并所遣米割府(符)帳、二月十日限勘定座江差出、同 廿日迄勘定相遂、在番・頭奥書ニ而仕上世座・所遣座江相渡、 二月廿五日限諸村江手形可差遣候也
- d 一、諸村正頭取〆帳、正男女・病者・片輪致差引、位付ニ而仕上
 世座正月十日限勘定座江差出、二月朔日迄勘定相遂、在番・頭
 引押諸村役人江可相渡候也。
- e 一、諸村上納米并所遣米割府(符)帳、三月十五日限勘定座江差出、
 四月五日迄勘定相遂、四月十日限家内々割当高板札二相記、惣
 横目端書二而可相渡候也。
- f 一、農務役之儀、四月十一日ゟ同廿日迄、村々罷通帳面引当、頭
 高差引相違無之候ハヽ、百姓面々江茂其段申聞、為証拠板札ニ

名印を以可相渡候也。

筆者の問題関心に即して貢納サイクルを表形式に整理すると、下記のよう になる。

1月10日まで	諸村は、「正頭取〆帳」を勘定座へ提出	d
2月1日まで	勘定座は、「正頭取〆帳」を点検して、諸村に返す	d
2月10日まで	仕上世座・勘定座は「上納米割符帳」、所遣座は「所	
	遣米割符帳」を勘定座へ提出	С
2月20日まで	勘定座は、「上納米割符帳」、所遣座は「所遣米割符帳」	
	を点検し、仕上世座・所遣座へ渡す	С
2月25日まで	仕上世座・所遣座は、手形(「上納米割符帳」、「所遣	
	米割符帳」)を諸村に送る	С
3月15日まで	諸村は、「上納米割符帳」、「所遣米割符帳」を村レベ	
	ルで点検し、勘定座へ提出	е
4月5日まで	勘定座は、再び「上納米割符帳」、「所遣米割符帳」を	
	点検し、諸村に返す	е
4月10日まで	諸村は、蔵元まで赴き、各家庭の貢納高が記された	
	「板札を受け取る e・	а
4月11日から	村の「農務役」は、村々を回り、「上納米割符帳」、「所	Î
4月20日まで	遣米割符帳」と引き当て、百姓に申し聞かせ、板札を	
	配付すると「わら算」を同時に確認させる f・	а
bの「夫賃米」	については、特にコメントを加えなかったが、上記の ⁻	サイ

bの「天賃米」については、特にコメントを加えなかったか、上記のサイ クル・システムと同じであったと思われる。与那国の布の貢納サイクルにつ いては、管見では史料を見つけることができなかった。

3) 穀納の推算

『八重山島明治25年度平民負担額(穀物)』(1892年)と『明治13年沖縄県 統計概表』(1880年)により、与那国島の正租と夫賃粟を含めた貢納高(穀物) を推算すると、男 635.65石、女 20.32石、計655.97となり(下表参照)、お よそ650石の穀納があったと考えられる(この数値は与那国島の穀納高を概 数として把握するための試みであり正確な数値ではない)。

位	八男 人数	与男 人数	男一人 平均	与男合計 (単位:石)	八女 人数	与女 人数	女一人 平均	与女合計 (単位:石)
上	342	251	460.71	115. 57	406	280	50.44	14. 12
中	74	54	338. 92	183.96	67	46	42.02	1.94
下	52	38	271.16	103. 43	47	32	33. 63	1.09
下々	156	114	203.35	232.69	182	126	$25.\ 22$	3. 17
計	624	458	1, 274. 14	635.65	702	484	151.31	20. 32

〈表8〉 与那国島穀納推計

*「八男人数」と「八女人数」は、「八重山島明治25年度平民負担額(穀物)」の下村 の各位別の人数。

*「与男人数」と「与女人数」は、それぞれ「八男人数」と「八女人数」に「明治13年 沖縄県統計概表」の八重山島の下村の人口合計に占める与那国島の人口割合、男 73.35%、女68.97%を掛けて、与那国島の各位別人数を推算した数値。 「富川親方八重山島仕上世座例帳」(『沖縄県史料 前近代7』首里王府仕置3)によ れば、下村は黒島村・新城村・与那国島となっている(p730)。「統計概表」の数値は、 以下のとおり。

村(島)名	男	割合	女	割合
黒島村	220	18.85%	301	23. 59%
新城村	91	7.80%	95	7.44%
与那国島	856	73.35%	880	68.97%
計	1167		1276	

下村人口構成表

なお、与那国島の明治25年度の女正頭位別人数は、「八重山島反布一人別表」 に記されている。しかし、男との整合性を考え、明治13年の「統計概表」に 基づく正頭人口推計を用いた。同「一人別表」の女正頭位別人数による貢納 高推計は、下表のとおり。

位	人数	一人平均 (単位:合)	与女合計 (単位:石)
Ŀ	286	50.44	14. 43
中	56	42.02	2.35
下	39	33.63	1. 31
下々	134	25. 22	3. 38
計	515		21.47

- *「男一人平均」と「女一人平均」は、「八重山島明治25年度平民負担額(穀物)」の「一 人二付」負担額(単位:合)。
- *「与男合計」と「与女合計」は、「八負担額」と「八女負担額」を各位の推算値に掛けて、 1000で割り、石高に換算した数値。

男一人平均 (単位:合)	位	女一人平均 (単位:合)
460. 71	上	50.44
338.92	中	42.02
271.16	下	33.63
203. 35	下々	$25.\ 22$
1274.14	計	151.31

この数値は、『絵図帳』の石高の2倍余である。与那国島におけるもっとも 古い人口統計では、1651年の人口が124人であるが、明治13年の時点では、 1,736人と約14倍に増えており(前述)、人口比で考えるならば貢租の増加は 必然であろう。『沖縄県地名辞典』の「与那国町」の項(崎山直)には、「明 治27年の田畑総反別391町余のうち百姓地5%・仕明地95%で(県商務統計 表)」と、明治27年の田畑総反別が記されている。一木書記官は、明治27年 当時の反当たり生産高を田0.782石、畑0.4石と述べている。これをもとにす べて田であったと仮定して生産力を計算すると、3,057石余の生産力となる。 明治36年の沖縄県統計書によれば、与那国島の耕地は、田437.2529町、畑 337.6415町である。これをもとに生産力を計算すると、田3,419石余、畑1,350 石余、計4,769石余となり、生産力の13.73% が貢租となっている。

4) 反布

「八重山島貢布割付表」(仮称)によれば、八重山島全体には、20升(よみ) 紺縞、赤縞、白縮、19升白縮布、18升紺縞、赤縞、白上布、17升紺縞細、赤 縞細、白上布が各村に賦課されているが、与那国村には明治25年度、26年度、 27年度とも賦課されていな⁵⁸⁰。管見では、与那国島の貢布反数が明確に記さ れている史料は、「八重山島反布一人別帳」のみで、白上布98疋が賦課され ている。同「一人別帳」の白上布の部分を表にすると下表のとおりである。

			匹数	身分。	と匹数	位	<u>t</u>	人数	一人二付	人数×一人:付
						上	女	286	12, 031	3, 440, 866
		与那国島				中	女	- 56	10, 517	589, 512
		平民				下	女	39	9,023	351, 897
						下之	女	134	7,520	1, 007, 680
		与那国	誹					(515)	·	5, 389, 955
					- 165	上	女	728	8, 182	5, 956, 496
白上布	500	与那国島		土		中	女	148	7, 159	1, 059, 532
			402	族		下	女	118	6, 137	724, 166
						下々	女	261	5, 114	1, 334, 754
				平 23		上	女	1064	8,176	8, 688, 624
					237	中	女	133	7, 143	950, 285
				民	民 251	下	女	144	6, 124	881, 856
						下々	女	492	5,104	2, 511, 168
		与那国以	、外計					(3, 088)		22, 106, 881
		合	計					(3, 603)		27, 496, 836

〈表10〉八重山島の貢布負担

白上布の負担は、与那国島とそれ以外に分けられている。「一人二付」は、 一人当たりの負担額と思われるが、単位はわからない。したがって、位別の 合計の単位もわからない。しかし、位別合計の与那国島とその他との割合比 は、98対402の比と一致している。「八重山島貢布割付法及ヒ徴収ノ手続」に は、明治25年度の項に、白上布について次のように記されている。

白上布 四百弐疋

此坪三百七拾五万八千七百坪、但一疋二付九千三百五拾坪

但、此外九十八疋ハ与那国島正女ノ負担ナリ

また、『旧慣租税制度』には、八重山の「税品ノ賦課及税率」に次のよう に記される。

第一節ニ列挙シタル各種ノ税品ハ、一種毎ニ正男女全体ニ配賦シテ課 スルモノニ非ラス。旧来ノ慣行ニ拠リ或種ノ税品ハ之ヲ正男ノミニ課シ、 又ハ士族ニ課セス、平民ノミニ課スルモノアリ。又ハ、併セ課スルモノ アリ。其区別左ノ如シ。

先ス、旧慣書類二拠リテ見レハ、

()	米	正男
()	白上布	正女

(三)	白中・下布及御用布	正男女
ニ課スル	モノヽ如クナルモ、何レノ時ヨリカ	変更シテ
(→)	米(重出米ヲ除キ)	正男
(二)	白上・中・下布・御用布	正女
(三)	重出米	正男女

ノ負担ニ属スルコト、ナレリ。而シテ、白上・中・下布ニハ、更ニ細 上布・縮布及木綿布等ニ成換レルモノアレルヨリシテ、今日実際ニ於ケ ル賦課ハ、左ノ如キモノトナレリ。

()	米 —	, 〇三八石	正男
	白上布	一六五疋	
(二)	白中布	四一反	士族正女
	白下布	四 "	
	白上布	二三七疋	
(Ξ)	白中布	五九反	平民正女(与那国ヲ除ク)
н. 1	白下布	五九 "	
(四)	白上布	九八疋	与那国平民正女
(五)	弐拾桝細上布	七〇反	新川、石垣、大川、登野城、
			平得、真栄里、大浜、宮良、
			白保九ヶ村
	拾八桝細上布	一五〇反	
	拾七桝同	五六〇反	
(六)	拾九桝縮布	一〇反	平民正女(与那国ヲ除ク)
	弐拾桝木綿布	———反	

(七) 重出米

正男女

貢布については、与那国島は、特殊な位置づけとなっていることが理解で きるであろう。『御当国御高並諸上納里積記』の「八重山島諸村位定」(乾隆 18、1753年)によれば、与那国島の布の位は上である。乾隆33(1768)年の 『公事帳』および『富川仕上世座例帳』(1873年)でも、布の位は上である。 与那国島における貢納布の歴史について、与那国町伝統工芸織物事業組合か ら刊行された『与那国織』は、「織物が年貢として本格化するのは、侵攻(薩 摩侵攻?、1609年)以後のことである」と述べているが、与那国島の貢納布 について、管見では具体的な内容が登場するのは、咸豊6(1856)年の『翁 長親方八重山島規模帳』が最初である。同『規模帳』によれば、「同島唐苧・ 藍・木綿花・芭蕉苧作立少、御用布調方・島用等不自由之由、如何之事候間、 石原親雲上御使者之時被仰渡置候」とあり、布の貢納は、道光22(1842)年 の石原親雲上の仕置以前に遡ることは明らかであるが、乾隆32(1767)年の 与世山親方の仕⁽¹⁹⁾では与那国島の貢納布の存在を確認できない。なお、『与 那国織』は、「花織」については、明治以降で、1903年に設立された首里工 芸学校の卒業生が普及に貢献したのではないか、としている。

与那国の貢納布98疋は、石高に換算すると、73.5石となる。八重山全体の 正租は、近世初期の穀納は1,128石、布納が1,502石で、明治28 (1895) 年の 正租と夫賃粟の貢租高は1,707石、布は石高に換算して約1,502石、計3,209 石である。与那国島の穀納は、約650石と推定されることから(前述)、与那 国島は布納の割合は、きわめて低かったことになる。

おわりに――まとめと今後の課題<海上交通・労働力・特産物・役 人の徴発のことなど>――

以上、支配と貢納をキーワードに近世与那国史を検討してみたが、近世の 与那国社会は八重山史一般に解消されない特質をもっているといわざるを得 ない。第一の特質は、与那国島を出自とする系持・役人層がいないというこ とである。八重山の系持(士族)は四箇のみならず地方を出自とする系持も 少なくない。西表島からは錦芳氏・有若氏、波照間島からは太史氏・松茂氏、 大浜地域からは上官氏・岳昌氏、川平地域からは憲章氏・嘉善氏など、各地 域の古琉球の在地首長はのちに四ヶ村周辺に集まり近世八重山の支配層に成 長して行く。しかし、与那国島からは支配層に成長していった系統を見つけ ることはできない。早い時期に、西表島の支配下におかれたためと考えられ る。近世中期までは、船筑が置かれ、耕作筆者・同仮筆者、杣山筆者・同仮 筆者も置かれなかったと考えられ、特異な支配体系となっている。遠海の地 という理由だけでは説明できないような気がする。与那国を出自とする系持 層の不存在が、支配体系に影響を及ぼしたのであろうか。視点を変えると、

-91 -

与那国島は近世中期まで島独自の支配体系をもっており、八重山島蔵元は与 那国を八重山化できなかったとも考えられる。

第二の特質は、近世中期以降人口が増加し、慶長検地の石高をはるかに上 回る穀納がされている、ということである。いわゆる人頭税は、1659年の喜 屋武親方の仕置以後、王府への貢納にかぎっていえば固定されてきたかのよ うな解説がしばしばされるが、与那国に限っていえば人口の増加とともに貢 納額は増えている。固定化されたとすれば、他地域は与那国島に反比例し逓 減したことになる。いわゆる人頭税制はそのような単純な論理で割り切れる モノでないことは筆者も承知のうえであるが、いづれにしても与那国島にお ける慶長検地の石高を超える貢納は、これまでの人頭税制研究に大きな問い を投げかけているといわざるを得ない。

第三の特質として、貢納布の歴史が比較的浅いと考えられ、しかも量的に も少ないということがあげられる。また、穀納の割合も他地域に比較して少 ないように思われる。

最後に、課題を提起して結びとする。人頭税制は、穀物や布の外に、特産 物の徴発、役人の労働力の徴発(夫遣い)もある。与那国の特産物としては、 黒木・桑・松などが規模帳にみえる。しかし、その徴発体系は未解明である。 また、八重山では「20日オーデーラ」と呼ばれるほど、夫遣が多かったとさ れる。規模帳には、与那国の夫遣についても多く記されている。布納の少な さや穀納が比較的少ないと推定されることは、必ずしも百姓の負担が軽かっ たことを示すものではない。特産物の徴発や労働力の徴発の問題と密接に絡 んでいると思われる。今後の課題とする。さらに、支配体系を支える海上交 通の問題も重要な課題である。石垣市史編集室や石垣市立八重山博物館には、 多くの家譜が残されており、そのなかには与那国島との往来が多く記されて いる。本稿では、これらの課題については果たすことができなかったが、こ れらの課題が明らかになることによって、近世与那国島像はより立体的なも のとなるであろう。

〈注〉

(1) 与那国島の近世史に関する個別研究は、見つけることができなかったが、

概説的な研究として以下のような著作がある。『沖縄大百科事典』(1983年 沖縄タイムス社)「与那国島(旧制度)」の項、吉川博也『与那国-島の生態 人類学-』(1984年 三省堂)、『沖縄県地名辞典』(昭和61年、角川書店)「与 那国町」の項、『沖縄県の地名』(2002年、平凡社)「与那国町」の項など。

- (2) 『琉球国絵図史料集第一集一正保国絵図および関連資料―』(沖縄県教育委員会、平成4年3月) p142。なお、同「絵図帳」は故下地馨(同書は「薫」と誤植)氏所蔵にかかるものであるが、浦崎浩行氏所蔵の同「絵図帳」には、「与那国嶋 祖納村」は「よなくにしま之内 備村」、「長嶺村」は「なかミね村」と記される(『沖縄県歴史の道調査報告書VII―八重山諸島―』沖縄県教育委員会 平成2年 p156)。
- (3) 同上、p105。
- (4) 『与那原遺跡―個人農家の畑地改良等に伴う緊急発掘調査報告』(与那国町 教育委員会 1988年)所収、「第40表 与那国島の伝説による旧村落地名」 p179、および戸川文子「サンアイイソバ伝説を中心とした与那国島の歴史を 考える」(『第9回沖縄八重山調査隊比川部落報告書』早稲田アジア学会 1971年)、高崎彰「『李朝実録』より見た十五世紀末の南西諸島・先島社会」 (『第十次沖縄八重山調査隊与那国島調査報告書』早稲田アジア学会 1971年) など参照。
- (5) 前掲『比川部落報告書』 p8。なお、前掲『与那原遺跡』所収「与那国島 の伝説による旧村落地名」によれば、「サンアノ村」と「ナウンニ村」、「ア ラガ村」が島仲村の前身となっている。サンアノはサンアイの誤植であろう か。ナウンニはナムンニの異表記であろう。
- (6) 前掲『沖縄県史料 前近代6 首里王府仕置2』 p281。句読点は引用者、 以下史料引用のとき同じ。
- (7) 『石垣市史叢書8 参遣状(下巻)』(平成7年 石垣市) p12。
- (8) 『沖縄大百科事典(下巻)』(沖縄タイムス 1983年)p811。
- (9) 「大波之時各村之形行書」(『石垣市史 八重山史料集2 豊川家文書2』、石 垣市 平成7年) p209。
- (10) 『沖縄県史』第20巻(琉球政府 1967年)「付録 沖縄県統計概表」p65。
- (11) 『南島』第1輯(東京・八重山文化研究会 昭和51年再版)p16~17。旧

-93 -

漢字は、新漢字に改めた。()内は引用者。

- (12)「与那国属領史の研究-とくに『後に悪鬼納加那志の御手に入りける時』の解釈について-」(『八重山文化論集』<第2号>-創立10周年記念号-1980年 八重山文化研究会) P16および P22。
- (13) 牧野清氏は、「『當』は現在では一般に『トウ』と発音されているが、本来は『アタリ』であり、『担当』を意味する語である。従って、祖納当は祖納村の、或いはその地方一帯の世話役、代表者ともいうべき役職で、琉球王国による役職任職以前の、古代の自然発生的公職に与えられた呼称であったと考えられる」と述べている(前掲書 P21)。卓見だと考える。
- (14) 宮古勢による与那国攻めは、1522年と解されているが、筆者は1500年に 与那国を攻めたと解釈している。拙稿「野原嶽の変の歴史的意義」(『地域と 文化』20号 ひるぎ社 1994年)および「宮古から見たアカハチ事件」(『城 辺町史だより』第3号 城辺町教育委員会 1996年)、「宮古から見たアカハ チ事件」(『沖縄・八重山文化研究会会報』第41号 1994年)など。
- (15) 前掲『南島』第1輯 p53、および『石垣市史叢書1 慶来慶田城由来記 富川親方八重山島諸締帳』(平成3年 石垣市役所)p2。
- (16) 『琉球国由来記』(角川書店 平成9年) p79。
- (17) < >内は原文割注、()内は引用者による注。
- (18) 『沖縄県史料 前近代6 首里王府仕置2』(沖縄県教育委員会 1989年)、 p260。
- (19) 同前
- (20) 同前。
- (21) 間切の区分けは、『球陽』尚豊王8(1628)年条に、宮古島について「麻姑山始分 平良 下地 砂川三郡」(原文編 角川書店 昭和49年 p213)とあり、八重山島についても「八重山島年来記」の崇禎元(1628)年の「掟」に「八重山嶋之内大浜間切・石垣間切・宮良間切、三与にわけ申候」と記され、宛先が三頭宛になっている(『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置1』沖縄県教育委員会 1981年 p273~275)ことから、同年に村々が3間切に区分けされたかのように解釈されているが(たとえば『石垣市史叢書 索引 I』所収の図1.間切と村ならびに同図の注3)、「与世山親方八重山島規模

帳」の記事の意味は重要だと考える。筆者は、宮古島については与世山親方の仕置以前には、村々の間切毎の区分けがされた史料はないことを指摘し、間切と村が対応するようになったのは18世紀中期以降ではないかと述べたことがある(拙稿「久貝村考」『法政大学沖縄文化研究所所報』51号)。

- (22) 『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置1』(沖縄県教育委員会 1981年)、 p275。
- (23) 前掲『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置1』p275。

村名	絵図帳	年来記	与世山
石垣村	石垣間切	ミやら間切	石垣間切
殿城村	石垣間切	石垣間切	大浜間切
川平村	川平間切	ミやら間切	石垣間切
しらほ村	宮良間切	大浜間切	宮良間切
ふかい村	川平間切	大浜間切	石垣間切

*村名の表記は、『絵図帳』にしたがった。

- (24) 崎山直氏は、「近世八重山の間切と村一間切制の推移を中心に一」のなかで、『年来記』の崇禎2年の記事に記される村々について「留意しておきたいのは、どの村がどういう理由で、どの間切に所属させたかは一切不明であり、その上また、本来あってよいはずの間切同村が間切の内にないという点である。つまり石垣間切の内に石垣村はなく、宮良間切の内に所属させていることや、石垣間切にあってよいはずの川平、中筋の村々も宮良間切内にあり、また白保村は大浜間切に所属させているのである。一中略一つまり恣意的とみられるかたちで編成されたのは一体なんによるのかという点である」と指摘している(『八重山文化論叢』喜舎場永珣生誕百年記念事業期成会、昭和62年 p158)。
- (25) 筆者は同史料について、「近世初期先島の石高と貢租-古琉球租税制度の 近世的再編・転換をめぐる覚書」において「第1の意義は、八重山において 上納高が石高で表記されている初見の史料であること、第2に、上納高1,382 石余のうち穀納が803石余で布高を上回っており、乾隆14(1749)年の穀納高 823石余に近いこと、第3に、『琉球之内知行高目録』が交付された年の史料 であること、第4に、『宮古島取調書』などに人頭税すなわち頭懸の始まり

であると記されている年の史料であること、第5に、「御賦米」がはじめて 賦課された年の史料であることである」と指摘したことがある(『近世琉球 の租税制度と人頭税』日本経済評論社 2003年)。

- (26) 崎山直氏は、『絵図帳』の村々について「それは慶長検地の際のそれでは なく、寛永十二年(一六三五年)の盛増、上木高等を加えたそれであり、村々 の記載は正保期までに把握されたそれであろう」(前掲論文、p154)と述べ、 さらに「間切編成・三間切再編は、やはり貢租夫役等公役の人頭配付を示達 したことや、他国船とかかわりを禁ずる海防体制の強化を意図したこと、そ の他行政上の利便を図ったことによると思われる」(同、p158)と3間切の 区分けを首肯しつつも、1629年以降も『絵図帳』の村々は機能していたこと を前提に『平良市史』第1巻通史編(平良市役所 1979年)に記される「慶 長年間測量」説(p153)に疑問を呈している。『絵図帳』に記される「慶長 年間測量」は明らかに後年の書き込みである。『絵図帳』は、宮古史の研究 者である下地馨所蔵にかかるが、元は砂川恵敷氏の所蔵で(ここまではよく 知られている)、さらにその以前は本村朝亮の所蔵にかかると思われる。親 族らの証言によれば、砂川と本村は教員時代砂川小学校の同僚で、緊密な関 係であったらしい。なんらかの事情で、砂川の手に渡ったものであろう。本 村は、晩年宮古の通史を書くことを構想していたといわれ(『平良市史』第 8巻 平良市教育委員会 「本村朝亮」の項 p432)、「慶長年間測量」は本 村の書き込みではないかと考えられる。しかし、当時『絵図帳』について「慶 長年間測量」と判断できるほどの知識をもっていたかという点については疑 間が残る。原史料は未確認であるが、伝聞では昭和8年に東恩納寛惇が宮古 で講演をしたことが宮古の北小学校の「沿革史」に記されているという(仲 宗根將二氏談)。筆者は、『泰ビルマ印度』(『東恩納寛惇全集3』第一書房 昭和54年)の取材旅行の帰途、福州から八重山・宮古を経由で帰国に際し、 宮古で講演を行い、本村が東恩納からのアドバイスを得て「慶長年間測量」 と記したのではないかと考えている。
- (27) 『石垣市史叢書8 参遣状(上巻)』(石垣市役所 平成7年) p26。
- (28) 同前、p27。
- (29) 前掲『沖縄県史料 前近代6 首里王府仕置2』p289。

- (30) 『石垣市史叢書10 蔵元日記』(石垣市役所 平成9年) p31。
- (31) 『平良市史』第3巻(平良市役所 1981年) p328。
- (32) 『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』(沖縄県教育委員会 1981年) p316。
- (33) 「豊川家文書『子年総横目平得首里大屋子上国之時檀那御方江進上物賦リ 帳』の解読」(『石垣市立八重山博物館紀要』第19号 平成14年 p58)。
- (34) 『沖縄県史』第21巻(琉球政府 1968年) p86~87。
- (35) 同前。
- (36) 首里大屋子は、名子7人を抱えることができる(『沖縄県史』第21巻 琉球政府 1968年)p145。名子は、通常の1.5倍を貢納し、1.5が抱え主の収入となる。名子については拙稿「近世末期宮古における名子の増大をめぐる問題」(『地域と文化』第20号 ひるぎ社 1983年)参照。
- (37) 『石垣市史叢書9 参遣状(下巻)』(石垣市役所 平成7年) p27~28。
- (38) 『石垣市史叢書11 御手形写抜書』」(石垣市役所 平成10年)p106。
- (39) 前揭『石垣市史叢書11 御手形写抜書』」p122。
- (40) 同前、p173。

++*6

- (41) 同前。
- (42) 前掲『沖縄県史料 前近代6 首里王府仕置2』p404。
- (43) 前掲『沖縄県史』第21巻「沖縄県旧慣地方制度」p32~33、88。

0.4

村致	31
首里大屋子・与人	28
目差	29
耕作筆者	28
杣山筆者	29
耕作仮筆者	29
杣山仮筆者	26

- (44) 前掲『沖縄県史』第21巻 p435。
- (45) 同前。
- (46) 『石垣市史叢書7 翁長親方八重山島規模帳』(平成6年 石垣市役所) p120。

- (47) 『石垣市史叢書3 富川親方八重山島諸村公事帳』(平成4年 石垣市役 所) p24。なお、「目人」は「遠目人」(島の周辺を航行する船舶の目視・報 告などの役にあたった百姓役)か。
- (48) 『那覇市史 資料編第1巻の2』(那覇市役所 1970年) p122。また、「富 川親方八重山島仕上世座例帳」(1873年)でも同じ(前掲『沖縄県史料 前 近代7』首里王府仕置3 p730)。
- (49) 『那覇市史 資料編第1巻の2』(那覇市役所 1970年)「両先島上納之事」p90。
- (50) 前掲『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』p730。「八重山島明治25 年度士族負担額(穀物)」(1892)および同「平民負担額(穀物)」にも下々 村の存在が記される(『沖縄県史』第21巻 p412~413)。ちなみに、下々村 は、新川村・石垣村・大川村・登野城村の、いわゆる石垣四箇である(富川 仕上世座例帳)。石垣四箇は、『里積記』の「八重山嶋諸村布并位定」によれ ば、布・石(穀)とも上となっており(前掲『那覇市史 資料編第1巻の2』 p122)、四箇の下々村への転換は何を意味するのか、研究課題である。
- (51) 前掲『沖縄県史』第21巻 p254。
- (52) 前掲『沖縄県史』第21巻 p412~413。
- (53) 前掲『石垣市史叢書7 翁長親方八重山島規模帳』 p37 ~ 38。
- (54) 『沖縄県地名辞典』(昭和61年 角川書店) p1045。
- (55) 『沖縄県史』第14巻(1965年 琉球政府)p589。
- (56) 前掲『沖縄県史』第20巻 p89。
- (57) 吉川博也は『琉球新報』の明治36年2月27日の記事を引用しつつ、「ここに記されている税額は、成人男子一人当たりが三斗二升入りを六俵であるから、一石九斗二升の負担になる。人口調査で信頼のおける最も古いデータは明治六年のもので、一三二七人、二六七戸であり、一戸平均四.九人になる。五人家族とした場合を想定してみよう。一戸の家族構成を成人男子二名、成人女子一名、子供二名と仮定してみると、一戸当たりの負担は、一石九斗二升の二倍と、二斗を合計した四石四升となる。/耕地面積について一番古い記録は、明治二三年のもので、一七〇町八反となっている。この数字は昔もあまり変わらなかったと想定できる。そこで、これを明治六年の世帯数二六

七戸で割ると、一戸当たり約六.四反となる。当時の栽培種は、蓬莱米(台 中六五号)が導入される以前の在来種であったから生産性は低く、収量は明 治二三年の記録(図V-5参照)を見ても、反当たり〇.七七石にすぎない。 そこで、両者を乗じて一戸当たりの収入を計算すると四石九斗七升となる。 /税額が、四石四升、収入が四石九斗七升であるから、実に八一パーセント の税率ということになる」と記している(吉川前掲書 p93)。しかし、典拠 所在が示されているのは、明治36年の『琉球新報』のみで、人口・耕地面積 の典拠所在は不明である。また、図V-5にも典拠所在は示されていない。

- (58) 前掲『沖縄県史』第21巻 p421~427。
- (59) 同前、p414。
- (60) 同前、p417。
- (61) 同前、p253。
- (62)『那覇市史』資料編第1巻の2(1970年 那覇市役所)p122。『与那国織』 (平成3年 与那国町伝統工芸織物事業組合刊)所収、与那嶺一子「与那国 の織物の歴史」によれば、典拠不明ながら「米と反布を賦課するために、一 中略―与那国は下村として定められ」とあるが、布については誤りであろう (p13)。
- (63) 『石垣市立博物館紀要』第14・15合併号(平成9年) p102。
- (64) 『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』(1991年 沖縄県教育委員会)p730。
- (65) 前掲『与那国織』p12。
- (66) 前掲『石垣市史叢書7 翁長親方八重山島規模帳』p117。
- (67) 『御使者在番記』(前掲『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』 p255)。なお、『宮古島在番記』によれば、石原親雲上は道光24年4月に御使 者として宮古島に来島している(前掲書、p207)。八重山には足かけ3年滞 在したことになる。
- (68) 『御使者在番記』(前掲『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』 p247)。なお、同史料には与世山親方は「漢那親方」と表記されている。人 物の同定については、『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』の高良倉 吉氏の「解題」を参照(同書 p11 ~ 12)。仕置の内容については、『石垣市

- 史叢書2 与世山親方八重山島規模帳』(平成4年 石垣市役所)を参照。

- (69) 前掲『与那国織』p16。
- (70) 前掲『沖縄県史』第21巻 P410、「八重山島反布ト米トノ換算率」によれ ば白上布1疋は、0.75石となっている。98×0.75=73.5となる。
- (71) 拙稿「近世初期先島の石高と貢租-古琉球租税制度の近世的再編・転換 をめぐる覚書」(沖縄国際大学南島文化研究所編『近世琉球の租税制度と人 頭税』 2003年 日本経済評論社)。
- (72) 正租は、1286石(『沖縄県史』第21巻 p251)、夫賃粟は、421石(前掲書 p257)。
- (73) 『沖縄県旧慣租税制度』の貢納布(『沖縄県史』第21巻 p251)に『沖縄 県旧慣租税制度参照弐』の米との換算率(前掲書 p410)を掛けると、下表 のようになる。

	貢納高	米との換算率(石)	石高換算高
白上布	500疋	0. 75	375
白中布	100反	0. 3158	31. 58
白下布	100反	0. 25	25
20枡紺縞及赤縞細上布	60反	1. 69826	101. 8956
20枡白細上布	10反	1. 39856	13. 9856
18枡紺縞及赤縞細上布	100反	1. 4329	143. 29
18枡白細上布	50反	1. 18004	59.002
17枡紺縞及赤縞細上布	400反	1. 26308	505. 232
17枡白細上布	160反	1. 04018	166. 4288
19枡白縮布	10反	1.875	18. 75
9枡白木綿布	311反	0. 2	62.2
計			1502.364

- (74) 喜舎場永珣『八重山歴史』(1953年 八重山歴史編集委員会)所収「姓氏 一覧」を参照。
- (75) 『石垣市史叢書 2 与世山親方八重山島規模帳』(石垣市 平成4年)
 p5、『石垣市史叢書 7 翁長親方八重山島規模帳』(石垣市 平成6年)
 p118。
- (76) たとえば、黒島為一「人頭税」(『新琉球史』 1990年 琉球新報 p160~
 161)。

謝 辞

本稿執筆のための資料調査にあたっては、与那国町教育委員会の与那覇仁 一氏、石垣市立八重山博物館、石垣市史編集室、石垣市立図書館八重山分館 の方々にお世話になりました。感謝申し上げます。なお未活字化の資料は石 垣市立博物館、石垣市史編集室の御協力で閲覧したものです。

(たいら かつやす・沖縄県立芸術大学附属研究所共同研究員)